

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎096-248-1112



令和7年4月から令和8年3月までに受け付け、決定を行なった公文書、保有個人情報の開示請求件数などをお知らせします。開示対象は旧2町の情報公開条例および旧個人情報保護条例施行日以降に作成され、または取得した保存年限内の公文書です。(令和5年4月から個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法に取り扱いを統一しています)

情報公開制度による公文書の開示請求件数 (単位:件)

実施機関の名称	開示の請求件数	開示の決定件数				不服申立件数
		開示の決定件数	部分開示決定件数	非開示決定件数	不存在等	
市長	11	9	2	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0
合計	12	9	3	0	0	0

監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会への開示請求はありませんでした。
 ※部分開示とは、個人に関する情報などの非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するもの
 ※不存在等とは、不存在、存否応答拒否および却下の合計

個人情報保護制度による公文書の開示請求件数 (単位:件)

実施機関の名称	開示の請求件数	開示の決定件数				不服申立件数
		開示の決定件数	部分開示決定件数	非開示決定件数	不存在等	
市長	33	29	3	0	1	0
合計	33	29	3	0	1	0

7月1日から

パスポート手数料が安くなります

●問い合わせ先 市民課 市民窓口班 ☎096-248-1113 ▲市ホームページ



7月1日以降の申請分からパスポート手数料が安くなります。これに伴い、7月1日以降にパスポートを申請する人が増加することが予測され、申請から交付までに1カ月(通常は約2週間)かかる可能性がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

いつでもどこでもできる電子申請がおすすめです。

▶支払方法

- ・窓口申請 現金のみ
- ・電子申請 現金またはクレジットカード



年齢	パスポート種別	現行手数料 (6月30日まで申請分)	改定後手数料 (7月1日以降申請分)	備考
18歳以上	10年	電子 15,900円 窓口 16,300円	電子 8,900円 窓口 9,300円	7,000円減額
	5年	電子 10,900円 窓口 11,300円	—	廃止
	残存有効期間 同一旅券	電子 5,900円 窓口 6,300円	電子 5,400円 窓口 5,800円	500円減額 (18歳未満は申請不可)
12~17歳	5年	電子 10,900円 窓口 11,300円	電子 4,400円 窓口 4,800円	6,500円減額
11歳以下	5年	電子 5,900円 窓口 6,300円		1,500円減額

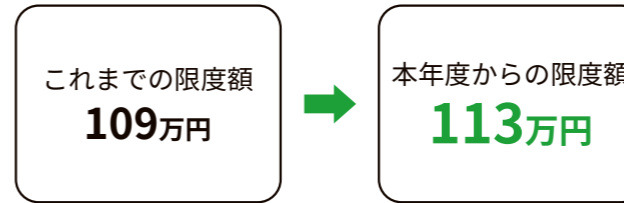
本年度からの

国民健康保険税の算定方法を改正しました

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114

税制改正により、本年度から2点を変更しました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。

①世帯当たり限度額(上限額)の引き上げ



内 訳	改正前	改正後
医療給付費分	66万円	67万円
高齢者支援金分	26万円	26万円 (改正なし)
介護納付金分 (40歳~64歳の人が対象)	17万円	17万円 (改正なし)
子ども・子育て支援納付金分(新設)	—	3万円
合計	109万円	113万円

②保険税軽減判定基準の引き上げ

均等割と平等割の5割・2割軽減判定基準について、次の__部分が改正されました。

軽減の区分	軽減判定の所得
7割軽減	加入世帯の所得の合計額が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) ^{*1} 以下の場合
5割軽減	加入世帯の所得の合計額が43万円+ 31万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{*2})+10万円×(給与所得者等の数-1) ^{*1} 以下の場合 ※改正内容 30万5千円 → 31万円
2割軽減	加入世帯の所得の合計額が43万円+ 57万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{*2})+10万円×(給与所得者等の数-1) ^{*1} 以下の場合 ※改正内容 56万円 → 57万円

※1 給与所得者など(一定の給与所得がある人と公的年金などの所得がある人)が2人以上いる世帯は10万円×(給与所得者などの数-1)を加算
 ※2 後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主であった人は、引き続き同世帯の世帯主であることが要件)
 注 65歳以上は、公的年金控除15万円を適用

『子ども・子育て支援納付金分』の加算についてのお知らせ

国は、子育て支援を拡充するため『子ども・子育て加速化プラン』を進めています。その一環として、令和6年6月に『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』が公布され、新たに『子ども・子育て支援金制度』が創設されました。これは、子育て世帯への経済的支援を拡充するため、全世代・全経済主体で子育て世帯を支えるための新しい仕組みで、令和8年度から、『子ども・子育て支援納付金分』として医療保険の保険料(国民健康保険・後期高齢者医療・被用者保険など)に加算されます。



▲市ホームページ